

別紙様式への記載方法について

I 別紙3様式への記載方法について

- 1 売り急ぎ防止支援事業業務規程（以下「業務規程」という。）の第4条に規定する「支援予定数量の申告」について、別紙3様式に、注釈に留意しつつ入力の上、取決め（売買契約等の締結）を証する書類の写しを添付し、同条の表の区分に従って期限までに申告願います。
- 2 なお、国等の同様の補助金等（米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金等）への申請により4分の3相当の支援を受ける場合は、当該補助金等相当額を控除しますので、本事業での支援は受けられないため申告できません。
- 3 また、国等に同様の補助金等（米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金等）の申請を行っている本事業の申告者が、国等への申請数量以上に本事業に申告する場合にあっては、国等に申請している部分と申請していない（追加申告）部分とを分けて、それぞれ別紙3-1、3-2様式に記入、提出願います。
- 4 売り急ぎ防止支援事業による支援については、令和2年産米について、販売先との間で、
① 出荷期間が令和3年11月1日から令和4年3月31日までとする取決め（売買契約等の締結）を令和3年9月末までに行い、その出荷期間内に出荷するもの
② 出荷期間が令和4年4月1日から令和4年10月31日までとする取決め（売買契約等の締結）を令和4年9月末までに行い、その出荷期間内に出荷するもの
が対象となります（様式の注1に記載している内容となります）。
- 5 別紙3様式には、出荷期間によってそれぞれコースが分かれますので、混同せず、4の①の場合は①列（緑色のセル）に、4の②の場合は②列（ピンクのセル）に、それぞれ記載します。その際、契約等の締結日の翌月が支援対象開始期間となりますのでご留意願います（記載例も参考に願います）。

Ⅱ 別紙4様式（出荷期間が令和3年11月～令和4年3月）への記載方法について

- 1 業務規程の第5条に規定する「出荷実績の申告」及び第6条の2項に規定する「請求書の提出」について、Iの4の①の場合（出荷期間が令和3年11月1日から令和4年3月31日まで）にあつては、別紙4-1、4-2様式に入力の上、業務規程のそれぞれの提出期限までに、提出願います。
- 2 提出に当たっては、国等に同様の補助金等（米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金等）を申請している場合は別紙4-1様式の右肩の「有」に、申請していない場合は「無」に○を記入します。
- 3 なお、国等に同様の補助金等（米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金等）の申請を行っている本事業の申告者が、国等への申請数量以上に本事業に申告する場合には、国等に申請している部分と申請していない（追加申告）部分とを分けて、それぞれ別紙4様式を作成し、提出願います。
- 4 当該様式は、マイクロソフトエクセルで計算式が既に入力されていますので、必要箇所に入力すれば、請求額までが自動計算されます（入力するセル以外のところには入力できないようセルを保護しています）。
- 5 別紙4-1の「1 金利・保管料単価のうち金利相当額の算出」については、実際に、生産者への概算金等の支払額に対する資金借入に係る支払利息が発生していない場合は、空欄のままにします。その場合、（C）欄には式が入っていますが、「0」と上書き入力します。実際に、支払利息が発生していて申告する場合は、注釈に留意しつつ入力します（①欄の支払額については、根拠資料が必要になります）。
- 6 別紙4-1の「2 月額金利・保管料支援単価の算出」については、実際に支払利息が発生している場合の④欄の適用金利の入力に当たっては、その根拠資料が必要となります。なお、④欄だけ入力すれば、月別金利保管料支援単価が自動計算されます。また、支払利息が発生していない場合は、④欄は空欄のままにします。
- 7 別紙4-2の「1 金利・保管料支援額」については、支援対象開始期間の該当行（契約等締結日の翌月からとなりますので、入力する際に留意ください。）ごとに、該当出荷引渡月の引渡数量を入力します。その根拠資料として、出荷を証する伝票の写し等が必要となります。
- 8 別紙4-2の「2 収穫前契約及び複数年契約加算額」については、支援予定数量のうち、収穫前契約又は複数年契約（連続する3つ以上の年産についての契約をいう。以下同じ。）に係る米穀であつて、次の（1）又は（2）に掲げる契約に該当する場合には、表の契約区分及び契約時期ごとに算出される額を加算します。

(1) 収穫前契約

収穫前契約については、令和2年産米を令和2年7月末までに締結した総契約数量が1,000実トン以上の申告者を加算対象とする。

(2) 複数年契約

複数年契約については、以下の①から③のいずれも満たす申告者を加算対象とする。

① 令和2年産米の複数年契約の契約総量が1,000実トン以上であること。

② 令和元年産米に複数年契約取引がある場合は、令和2年産米の契約総量が元年産の契約総量以下かつ個別の契約において令和2年産米の契約数量が令和元年産米の契約数量以下でない契約であること。

③ 2年産米を取引初年とする契約であること。

(3) 加算に係る留意事項

① 複数年契約加算と収穫前契約加算の重複加算は行わず、複数年契約加算を適用する。

② 複数年契約の次年産以降については、収穫前契約加算を適用する。

9 別紙4-2の「3 集約経費支援額」については、実際に経費が発生した場合のみ、1回限り対象となります。その場合、出庫伝票の写し等の根拠資料が必要となります。

10 別紙4-2の「4 支援額合計（請求額）」については、1から3までのそれぞれの支援額及び加算額が自動的に計算されます。

11 別紙4-2の「5 国等からの同様の補助金等の受領額」については、本事業とは別に、国等から同様の補助金等（米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金等）の受領がある場合は、その受領額（又は受領予定額）を入力します。その際、国等の補助金等で受領する額の根拠資料（実績報告により補助金等の額の確定を受けた際の本様式に相当する書類等）の添付が必要です。

12 別紙4-2の「6 請求額」については、「4 支援額合計」から「5 国等からの同様の補助金等の受領額」を控除した額が自動計算されます。

Ⅲ 別紙5様式（出荷期間が令和4年4月～同年10月）への記載方法について

- 1 業務規程の第5条に規定する「出荷実績の申告」及び第6条の2項に規定する「請求書の提出」について、Iの4の②の場合（出荷期間が令和4年4月1日から令和4年10月31日まで）にあつては、別紙5-1、5-2様式に入力の上、業務規程のそれぞれの提出期限までに、提出願います。
- 2 なお、国等の同様の補助金等（米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金等）への申請により4分の3相当の支援を受ける場合は、当該補助金等相当額を控除しますので、本事業での支援は受けられないため申告できません。
- 3 また、国等に同様の補助金等（米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金等）の申請を行っている本事業の申告者が、国等への申請数量以上に本事業に申告する場合には、国等に申請している部分と申請していない（追加申告）部分とを分けて、申請していない部分のみを別紙5様式により作成し、提出願います。
- 4 当該様式は、マイクロソフトエクセルで計算式が既に入力されていますので、必要箇所に入力すれば、請求額までが自動計算されます（入力するセル以外のところには入力できないようセルを保護しています）。
- 5 別紙5-1の「1 金利・保管料単価のうち金利相当額の算出」については、実際に、生産者への概算金等の支払額に対する資金借入に係る支払利息が発生していない場合は、空欄のままにします。その場合、(C)欄には式が入っていますが、「0」と上書き入力します。実際に、支払利息が発生していて申告する場合は、注釈に留意しつつ入力します（①欄の支払額については、根拠資料が必要になります）。
- 6 別紙5-1の「2 月額金利・保管料支援単価の算出」については、実際に支払利息が発生している場合の④欄の適用金利の入力に当たっては、その根拠資料が必要となります。なお、④欄だけ入力すれば、月別金利保管料支援単価が自動計算されます。また、支払利息が発生していない場合は、④欄は空欄のままにします。
- 7 別紙5-2の「1 金利・保管料支援額」については、支援対象開始期間の該当行（契約等締結日の翌月からとなりますので、入力する際に留意ください。）ごとに、該当出荷引渡月の引渡数量を入力します。その根拠資料として、出荷を証する伝票の写し等が必要となります。
- 8 別紙5-2の「2 収穫前契約及び複数年契約加算額」については、支援予定数量のうち、収穫前契約又は複数年契約（連続する3つ以上の年産についての契約をいう。以下同じ。）に係る米穀であつて、次の（1）又は（2）に掲げる契約に該当する場合には、表の契約区分及び契約時期ごとに算出される額を加算します。

(1) 収穫前契約

収穫前契約については、令和2年産米を令和2年7月末までに締結した総契約数量が1,000実トン以上の申告者を加算対象とする。

(2) 複数年契約

複数年契約については、以下の①から③のいずれも満たす申告者を加算対象とする。

① 令和2年産米の複数年契約の契約総量が1,000実トン以上であること。

② 令和元年産米に複数年契約取引がある場合は、令和2年産米の契約総量が元年産の契約総量以下かつ個別の契約において令和2年産米の契約数量が令和元年産米の契約数量以下でない契約であること。

③ 2年産米を取引初年とする契約であること。

(3) 加算に係る留意事項

① 複数年契約加算と収穫前契約加算の重複加算は行わず、複数年契約加算を適用する。

② 複数年契約の次年産以降については、収穫前契約加算を適用する。

9 別紙5-2の「3 集約経費支援額」については、実際に経費が発生した場合のみ、1回限り対象となります。その場合、出庫伝票の写し等の根拠資料が必要となります。

10 別紙5-2の「4 支援額合計（請求額）」については、1から3までのそれぞれの支援額及び加算額が自動的に計算されます。

11 別紙5-2の「5 国等からの同様の補助金等の受領額」については、本事業とは別に、国等の同様の補助金等（米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金等）への申請により4分の3相当の支援を受ける場合は、当該補助金等相当額を控除しますので、本事業での支援は受けられないため申告できません。そのため、当該様式は補助金等の4分の3相当の受領が無いことが前提となるため、予め「0」を入力しています。

12 別紙5-2の「6 請求額」については自動計算されます。

公益社団法人米穀安定供

本事業とは別に、国等の行政機関から同様の補助金等の交付(米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金等)を受ける予定(申請)が有る場合は、この様式をお使いください。

電話番号

FAX番号

メールアドレス

売り急ぎ防止支援事業 支援予定数量申告書 (国の補助金等への申請が有るもの(注1))

【出荷期間別の支援予定数量】

出荷期間(注2)	令和3年11月～令和4年3月	令和4年4月～令和4年10月
支援対象開始期間(注3) (契約等締結日の翌月から)	①	②
	(kg)(注4)	(kg)(注4)
令和3年 4月	30,000	
5月		
6月	60,000	
7月	120,120	
8月	60,000	
9月	45,060	
10月	510,000	
11月		
12月		120,360
令和4年 1月		
2月		6,000
3月		
4月		3,000
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
合計	825,180	129,360

この数字の事例は、販売先との間で、令和4年4月から令和4年10月までの間に出荷する取決め(売買契約等の締結)を令和3年11月に行った数量です。契約月の翌月に記入してください。

この数字の事例は、販売先との間で、令和3年11月から令和4年3月までの間に出荷する取決め(売買契約等の締結)を令和3年9月に行った数量です。契約日の翌月に記入して下さい。

自動計算されます。

(注1)本様式は、本事業とは別に、国等の行政機関から同様の補助金等(米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金等)の交付を受ける予定(申請)が有るものについて記入してください。

(注2)本事業の対象は、出荷者と販売先との間で、予め、出荷期間が①令和3年11月1日から令和4年3月31日まで又は②令和4年4月1日から令和4年10月31日までとする取決め(売買契約等の締結)を、①については令和3年9月末までに、②については令和4年9月末までに行い、それぞれの出荷期間内に出荷する2年産米穀となります。

(注3)「支援対象開始期間」は、出荷者と販売先との間で、取決め(売買契約等の締結)が行われた日の属する月の翌月からとなります。

(注4)キログラム単位で記入してください。

(注5)支援予定数量は、国等の行政機関から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等相当額を控除しますので、例えば、米穀周年供給・需要拡大支援事業で4分の3相当の支援を受ける場合は、本事業での支援は受けられないので申告できません。

(注6)本業務規程第4条により本様式に添付する「取決め等を証する書類」とは、売買契約書などを言い、売り先と出荷先の両者が署名捺印しているものです。

公益社団法人米穀安定供給確保支援機構 御中

所
 氏
 電
 FAX番号
 メールアドレス

本事業とは別に、国等の行政機関から同様の補助金等の交付
 (米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金等)を受ける予定
 (申請)が無い場合は、この様式をお使いください。

売り急ぎ防止支援事業 支援予定数量申告書
(国の補助金等への申請が無いもの)^(注1)

【出荷期間別の支援予定数量】

出荷期間 ^(注2)	令和3年11月～令和4年3月	令和4年4月～令和4年10月
支援対象開始期間 ^(注3) (契約等締結日の翌月から)	①	②
	(kg) ^(注4)	(kg) ^(注4)
令和3年 4月	30,000	
5月		
6月	60,000	
7月	120,120	
8月	60,000	
9月	45,060	
10月	510,000	
11月		
12月		120,360
令和4年 1月		
2月		6,000
3月		
4月		3,000
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
合 計	825,180	129,360

この数字の事例は、販売先との間で、令
 和4年4月から令和4年10月までの間
 に出荷する取決め(売買契約等の締結)
 を令和3年11月に行った数量です。
 契約月の翌月に記入してください。

この数字の事例は、販売先との間で、令和3年11
 月から令和4年3月までの間に出荷する取決め
 (売買契約等の締結)を令和3年3月に行った数
 量です。
 契約日の翌月に記入して下さい。

自動計算されます。

(注1)本様式は、本事業とは別に、国等の行政機関から同様の補助金等(米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金等)の交付を受ける予定(申請)が無いものについて記入してください。

(注2)本事業の対象は、出荷者と販売先との間で、予め、出荷期間が①令和3年11月1日から令和4年3月31日まで又は②令和4年4月1日から令和4年10月31日までとする取決め(売買契約等の締結)を、①については令和3年9月末までに、②については令和4年9月末までに行い、それぞれの出荷期間内に出荷する2年産米穀となります。

(注3)「支援対象開始期間」は、出荷者と販売先との間で、取決め(売買契約等の締結)が行われた日の属する月の翌月からとなります。

(注4)キログラム単位で記入してください。

(注5)本業務規程第4条により本様式に添付する「取決め等を証する書類」とは、売買契約書などを言い、売り先と出荷先の両者が署名捺印しているものです。

※ 国等の補助金等への申請の有無について○を記入すること。

有

無

有・無のいずれかに○を付してください。

売り急ぎ防止支援事業出荷実績及び請求金額算出票（月別金利保管料単価算出票）

（出荷期間：令和3年11月～令和4年3月）

★別紙様式は、下記の色つきの箇所のみが入力可能となっており、それ以外は入力できないようにしています★

1 金利・保管料単価のうち金利相当額の算出

品種名	等級	生産者への支払額 (仮払金額又は買取金額)	詳細区分 (品種名、等級以外の仕分内容)	支援予定数量	対象米穀に係る 支払額	対象米穀に係る 支払単価 (加重平均単価)
		①			②	③=①×②÷60kg
		(円/60kg)		(kg)	(円)	(円/トン)
コシヒカリA	1等	12,000	JA米	1,000,000	200,000,000	(c) 179,167
コシヒカリB	1等	10,500	JA米	500,000	87,500,000	
コシヒカリC	1等	10,000	一般米	1,500,000	250,000,000	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
合 計				(A) 3,000,000	(B) 537,500,000	

生産者への仮払金（概算金等）の支払額に対する資金借入に係る支払利息が発生していない場合は、このセルに0（ゼロ）を上書き入力してください。

(※1) ①欄の生産者への支払額については、本取組の対象米穀に係る仮払金額又は買取金額を記入すること。ただし、同一品種において品質及び出荷時期等によって複数の支払額がある場合であって、対象米穀に係る支払額を区分することが困難な場合には、当該品種の支払額ごとの出荷数量等による加重平均額（出荷数量等による加重平均×困難な場合は当該品種の最低支払額）を記入すること。

(※2) ①欄の支払額について根拠資料を添付すること。

(※3) ①欄及び(c)欄については加重平均により円未満が生じた場合には円未満を四捨五入すること

色の付いていないセルは、入力しなくても自動計算されます。

金利負担が発生している場合のみ、緑色のセルだけを入力してください。

2 月別金利・保管料支援単価

	金利負担への支援単価		保管料支援単価 (一律単価) (4分の3相当)	月別金利保管料 支援単価
	適用金利 ④	支援単価 ⑤=(C)×④÷12月 ×補助率(3/4)		
	(%/年)	(円/トン)	(円/トン)	(円/トン)
令和3年4月	1.000	111	624	735
5月	1.000	111		735
6月	1.000	111		735
7月	1.000	111		735
8月	1.000	111		735
9月	1.000	111		735
10月	1.000	111		735
11月	1.000	111		735
12月	1.000	111		735
令和4年1月	1.000	111		735
2月	1.000	111		735
3月	1.000	111		735

(※1) ④欄の適用金利については、1の表の生産者への支払額に係る借入金に対して適用される金利を月ごとに記入すること。ただし、複数の金融機関からの借入等により異なる金利がある場合であって、対象米穀に係る借入金に対する金利を区分することが困難な場合には、借入金残高等による加重平均値（借入金残高等による加重平均も困難な場合は当該月の最低金利）を記入すること。

(※2) ④欄の適用金利については、年利1.475%を上限とする。

(※3) ④欄の適用金利について根拠資料を添付すること。

(※4) ④欄については加重平均を行う場合には小数点第4位を四捨五入することとし、⑤欄については円未満を切り捨てること。

売り急ぎ防止支援事業出荷実績及び支援額算出票兼請求書（出荷期間：令和3年11月～令和4年3月）

1 金利・保管料支援額

出荷引渡月	令和3年11月			12月			令和4年1月			2月			3月			支援対象開始期間別 計			
	引渡数量 ①	単価 ②	支援額 ③= ①×1,000×②	引渡数量 ④	単価 ⑤	支援額 ⑥= ④×1,000×⑤	引渡数量 ⑦	単価 ⑧	支援額 ⑨= ⑦×1,000×⑧	引渡数量 ⑩	単価 ⑪	支援額 ⑫= ⑩×1,000×⑪	引渡数量 ⑬	単価 ⑭	支援額 ⑮= ⑬×1,000×⑭	引渡数量 ⑯= ①+④+⑦+⑩+⑬	支援額 ⑰= ③+⑥+⑨+⑫+⑮	平均保管 月数 ⑱	平均単価 ⑲= ⑰÷⑱×1,000÷ ①
令和3年4月	500,000	5,512.5	2,756,250	200,000	6,247.5	1,249,500	200,000	6,982.5	1,396,500				1,000,000	8,452.5	8,452,500	1,900,000	13,854,750	9.92	735
5月		.0			.0			.0			.0			.0				0.00	
6月		.0			.0			.0			.0		300,000	6,982.5	2,094,750	300,000	2,094,750	9.50	735
7月		.0			.0			.0			.0		100,000	6,247.5	624,750	100,000	624,750	8.50	735
8月		.0			.0			.0			.0			.0				0.00	
9月		.0			.0			.0			.0		150,000	4,777.5	716,625	150,000	716,625	6.50	735
10月	500,000	1,102.5	551,250		.0			.0			.0		50,000	4,042.5	202,125	550,000	753,375	1.86	735
出荷引渡月別 計	1,000,000		3,307,500	200,000		1,249,500	200,000		1,396,500				1,600,000		12,090,750	3,000,000	18,044,250	8.18	(A) 735

- (※1) 支援対象開始期間から出荷引渡月までの各単価欄については、別紙4-1の2（月別金利・保管料支援単価の算出）の⑦の月別金利・保管料支援単価の該当月分までを合計（販売引渡月は1/2を乗じる。）して記入すること。
- (※2) 支援対象開始期間別の平均保管月数については、出荷引渡月ごとの引渡数量により加重平均すること。なお、年度平均の算出に当たっては、各支援対象開始期間別の平均保管月数に当該期間の引渡数量を乗じて加重平均し、小数点第3位を四捨五入すること。
- (※3) 出荷引渡月ごとの支援額の算出に当たっては円未満を切り捨てること。
- (※4) ⑯欄については円未満を四捨五入すること。

2 収穫前契約及び複数年契約加算額

	収穫前契約加算			複数年契約加算										加算額 計		
	産年の7月末迄の契約分			産年の7月末迄の契約分			産年の12月末迄の契約分			産年の翌年3月末迄の契約分			計			
	対象数量 ①	単価 ②=(A)×2	加算額 ③= ①×1,000×②	対象数量 ④	単価 ⑤=(A)×3	加算額 ⑥= ④×1,000×⑤	対象数量 ⑦	単価 ⑧=(A)×2	加算額 ⑨= ⑦×1,000×⑧	対象数量 ⑩	単価 ⑪=(A)	加算額 ⑫= ⑩×1,000×⑪	対象数量 ⑬=④+⑦+⑩	加算額 ⑭=⑥+⑨+⑫	対象数量 ⑮=①+③	加算額 ⑯=③+⑭
合計	100,000	1,470	147,000							1,000,000	735	735,000	1,000,000	735,000	1,100,000	882,000

- (※1) 収穫前契約については、令和2年産米を令和2年7月末までに締結した総契約数量が1,000実トン以上の申告者を加算対象とする。
- (※2) 複数年契約（連続する3つ以上の年産についての契約をいう。以下同じ。）については、次の①から③のいずれも満たす申告者を加算対象とする。①令和2年産米の複数年契約の契約総量が1,000実トン以上であること。②令和元年産米に複数年契約取引がある場合は、令和2年産米の契約総量が前年産の契約総量以下かつ個別の契約において令和2年産米の契約数量が令和元年産米の契約数量以下でない契約であること。③2年産米を取り初年とする契約であること。
- (※3) 複数年契約加算と収穫前契約加算の重複加算は行わず、複数年契約加算を適用する。
- (※4) 複数年契約の次年産以降については、収穫前契約加算を適用する。
- (※5) 単価については、年度平均単価（1（金利・保管料支援額）の（A）欄）に、表の契約区分及び契約時期ごとに加算割合を乗じること。

3 集約経費支援額

	対象数量 ①	単価 ②	支援額 ③= ①×1,000×②
合計	2,000,000	3,060	6,120,000

該当する緑色のセルに入力してください。

4 支援額合計

	(円)
1 金利・保管料支援額	18,044,250
2 収穫前契約及び複数年契約加算額	882,000
3 集約経費支援額	6,120,000
合計	25,046,250

5 国等からの同様の補助金等の受領額

(円)
12,523,125

(※) 受領額（予定）がある場合は根拠資料を添付すること。

6 請求額（4-5）

(円)
12,523,125

売り急ぎ防止支援事業出荷実績及び請求金額算出票（月別金利保管料単価算出票）

（出荷期間：令和4年4月～令和4年10月）

★別紙様式は、下記の色つきの箇所のみが入力可能となっており、それ以外は入力できないようにしています★

1 金利・保管料単価のうち金利相当額の算出

品種名	等級	生産者への支払額 (仮払金額又は買取金額)	詳細区分 (品種名、等級以外の仕分内容)	支援予定数量	対象米穀に係る 支払額	対象米穀に係る 支払単価 (加重平均単価)
		①			③=①×②÷60kg	(C) = (B) ÷ (A) ×1,000kg
		(円/60kg)		(kg)	(円)	(円/トン)
コシヒカリA	1等	13,000	JA米	600,000	130,000,000	(C) 196,429
あきたこまちA	1等	12,000	JA米	1,000,000	200,000,000	
あきたこまちB	2等	11,000	JA米	1,200,000	220,000,000	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
合計				(A) 2,800,000	(B) 550,000,000	

生産者への仮払金（概算金等）の支払額に対する資金借入に係る支払利息が発生していない場合は、このセルに0（ゼロ）を上書き入力してください。

- (※1) ①欄の生産者への支払額については、本取組の対象米穀に係る仮払金額又は買取金額を記入すること。ただし、同一品種において品質及び出荷時期等によって複数の支払額がある場合であって、対象米穀に係る支払額を区分することが困難な場合には、当該品種の支払額ごとの出荷数量等による加重平均額（出荷数量等による加重平均も困難な場合は当該品種の最低支払額）を記入すること。
- (※2) ①欄の支払額について根拠資料を添付すること。
- (※3) ①欄及び(c)欄については加重平均を行う場合は小数点第4位を四捨五入すること。

金利負担が発生している場合のみ、ピンク色のセルだけを入力してください。

色の付いていないセルは、入力しなくても自動計算されます。

2 月別金利・保管料支援単価

	金利負担への支援単価		保管料支援単価 (一律単価) (4分の3相当)	月別金利保管料 支援単価
	適用金利 ④	支援単価 ⑤=(C)×④÷12月 ×補助率(3/4)		
	(%/年)	(円/トン)	(円/トン)	(円/トン)
令和3年4月	0.800	98	624	722
5月	0.800	98		722
6月	0.800	98		722
7月	0.800	98		722
8月	0.800	98		722
9月	0.800	98		722
10月	0.800	98		722
11月	0.800	98		722
12月	0.800	98		722
令和4年1月	0.800	98		722
2月	0.800	98		722
3月	0.800	98		722
4月	0.800	98		722
5月	0.800	98		722
6月	0.800	98		722
7月	0.800	98		722
8月	0.800	98		722
9月	0.800	98		722
10月	0.800	98		722

- (※1) ④欄の適用金利については、1の表の生産者への支払額に係る借入金に対して適用される金利を月ごとに記入すること。ただし、複数の金融機関からの借入等により異なる金利がある場合であって、対象米穀に係る借入金に対する金利を区分することが困難な場合には、借入金残高等による加重平均値（借入金残高等による加重平均も困難な場合は当該月の最低金利）を記入すること。
- (※2) ④欄の適用金利については、年利1.475%を上限とする。
- (※3) ④欄の適用金利について根拠資料を添付すること。
- (※4) ④欄については加重平均を行う場合は小数点第4位を四捨五入することとし、⑤欄については円未満を切り捨てること。

売り急ぎ防止支援事業出荷実績及び支援額算出票兼請求書（出荷期間：令和4年4月～令和4年10月）

1 金利・保管料支援額

出荷引渡月 支援対象開始期間 (契約等締結日の翌 月から)	令和4年4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			支援対象開始期間別 計				
	引渡数量	単価	支援額	引渡数量	単価	支援額	引渡数量	単価	支援額	引渡数量	単価	支援額	引渡数量	単価	支援額	引渡数量	単価	支援額	引渡数量	単価	支援額	引渡数量	支援額	平均保管 月数	平均単価	
	①	②	③= ①×1,000×②	④	⑤	⑥= ④×1,000×⑤	⑦	⑧	⑨= ⑦×1,000×⑧	⑩	⑪	⑫= ⑩×1,000×⑪	⑬	⑭	⑮= ⑬×1,000×⑭	⑯	⑰	⑱= ⑱×1,000×⑰	⑲	⑳	㉑= ⑲×1,000×⑳	㉒= ①+④+⑦+⑩+⑬+ ⑯+⑲	㉓= ③+⑥+⑨+⑫+⑮+ ㉑	㉔	㉕= ㉒×1,000÷ ㉔	
令和3年4月	100,000	9,025.0	902,500	100,000	9,747.0	974,700	100,000	10,469.0	1,046,900										200,000	13,357.0	2,671,400	500,000	5,595,500	15.50	722	
5月		.0			.0		1,000,000	9,747.0	9,747,000										500,000	12,635.0	6,317,500	1,500,000	16,064,500	14.83	722	
6月		.0			.0			.0												.0					0.00	
7月		.0			.0			.0												.0					0.00	
8月	400,000	6,137.0	2,454,800		.0			.0												.0		400,000	2,454,800	8.50	722	
9月	300,000	5,415.0	1,624,500		.0			.0												.0		300,000	1,624,500	7.50	722	
10月		.0			.0			.0												.0					0.00	
11月		.0			.0			.0												.0					0.00	
12月		.0			.0			.0												.0					0.00	
令和4年1月		.0			.0			.0												.0					0.00	
2月		.0			.0			.0												.0					0.00	
3月		.0			.0			.0												.0					0.00	
4月		.0			.0			.0												.0					0.00	
5月		.0			.0			.0												.0					0.00	
6月		.0			.0			.0												.0					0.00	
7月		.0			.0			.0												.0					0.00	
8月		.0			.0			.0												.0					0.00	
9月		.0			.0			.0												.0					0.00	
10月																			100,000	361.0	36,100	100,000	36,100	0.50	722	
出荷引渡月別 計	800,000		4,981,800	100,000		974,700	1,100,000		10,793,900										800,000		9,025,000	2,800,000	25,775,400	12.75	(A) 722	

- (※1) 支援対象開始期間から出荷引渡月までの各単価欄については、別紙5-1の2（月別金利・保管料支援単価の算出）の⑦の月別金利・保管料支援単価の該当月分までを合計（販売引渡月は1/2を乗じる。）して記入すること。
- (※2) 支援対象開始期間別の平均保管月数については、出荷引渡月ごとの引渡数量により加重平均すること。なお、年度平均の算出に当たっては、各支援対象開始期間別の平均保管月数に当該期間の引渡数量を乗じて加重平均し、小数点第3位を四捨五入すること。
- (※3) 出荷引渡月ごとの支援額の算出に当たっては円未満を切り捨てること。
- (※4) ⑩欄については円未満を四捨五入すること。

2 収穫前契約及び複数年契約加算額

	収穫前契約加算			複数年契約加算											加算額 計	
	産年の7月末迄の契約分			産年の7月末迄の契約分			産年の12月末迄の契約分			産年の翌年3月末迄の契約分			計		対象数量	加算額
	対象数量	単価	加算額	対象数量	単価	加算額	対象数量	単価	加算額	対象数量	単価	加算額	対象数量	加算額		
①	②=(A)×2	③= ①×1,000×②	④	⑤=(A)×3	⑥= ④×1,000×⑤	⑦	⑧=(A)×2	⑨= ⑦×1,000×⑧	⑩	⑪=(A)	⑫= ⑩×1,000×⑪	⑬=④+⑦+⑩	⑭=⑥+⑨+⑫	⑮=①+③	⑯=③+⑬	
合計	1,000,000	1,444	1,444,000							100,000	722	72,200	100,000	72,200	1,100,000	1,516,200

- (※1) 収穫前契約については、令和2年産米を令和2年7月末までに締結した総契約数量が1,000実トン以上の申告者を加算対象とする。
- (※2) 複数年契約（連続する3つ以上の年産についての契約をいう。以下同じ。）については、次の①から③のいずれも満たす申告者を加算対象とする。①令和2年産米の複数年契約の契約総量が1,000実トン以上であること。②令和元年産米に複数年契約取引がある場合は、令和2年産米の契約総量が元年産の契約総量以下かつ個別の契約において令和2年産米の契約数量が令和元年産米の契約数量以下でない契約であること。③2年産米を取引初年とする契約であること。
- (※3) 複数年契約加算と収穫前契約加算の重複加算は行わず、複数年契約加算を適用する。
- (※4) 複数年契約の次年産以降については、収穫前契約加算を適用する。
- (※5) 単価については、年度平均単価（1（金利・保管料支援額）の（A）欄）に、表の契約区分及び契約時期ごとに加算割合を乗じること。

3 集約経費支援額

	対象数量	単価	支援額
	①	②	③= ①×1,000×②
合計	2,000,000	3,060	6,120,000

該当するピンク色のセルに入力してください。

4 支援額合計（請求額）

	(円)
1 金利・保管料支援額	25,775,400
2 収穫前契約及び複数年契約加算額	1,516,200
3 集約経費支援額	6,120,000
合計	33,411,600

5 国等からの同様の補助金等の受領額

	(円)
	0

(※) 国の補助金等への申請が無いもののみ申請ができます。

6 請求額（4-5）

	(円)
	33,411,600